

〔問〕

昭和 45 年度（問題）

次の 6 問のうち，1，2，3（または 1 のいずれか 1 問を選択）または 4，5，6 のいずれか 3 問を選んで答えよ。

1. 最近における大型保障保険の流行について論ぜよ。
2. 生命保険の新契約の募集に際して，予想配当表を使用することの可否について意見を述べよ。
3. (ア) 生命保険会社に対する法人税課税のあり方について意見を述べよ。  
(イ) 農協共済の 3 段階組織による責任保有について論ぜよ。
4. 適格財産形成信託（勤労者財産形成信託）について信託協会は税制要望をしているが，その概要を説明し，その信託経営上の意義につき検討せよ。
5. 調整年金の還元融資に関連する諸問題点につき論述せよ。
6. 今回改訂された調整年金の信託報酬ならびに保険事務費の体系について，その概略を説明せよ。

## 昭和45年度（解答例）

1

### (1) 流行の原因

- (イ) 交通事故に関する裁判の結果等を通じ、世間が、生命の価値に次第にエスカレートした感じを持ち始め、万一の場合の保障に大きな関心を抱くようになった。
- (ロ) しかし、保険料の支出には多くをさけない矛盾がある。
- (ハ) このような情勢に応ずるため、生保会社の用意すべき保険は当然に個人定期保険であるべきであるが、金融機関としての将来及び外務員に対する支給面を勘案すると、個人定期保険を採用することは困難であり、ここで養老保険を基本として、死亡保険金の大巾な割増を付加する、いわゆる大型保障保険の発売となったのである。
- (ニ) 従って、大型保障保険は、顧客と生保会社両者の立場の妥協的産物ということができよう。
- (ホ) 以上のような経緯によって誕生したものであるだけに、瞬く間に大きな流行をみることになったのである。

### (2) 経営への影響

- (イ) この保険は、当然のことながら、一件当りの保険金額（死亡保険金額で計られる）の急上昇、対千保険料の急低下、蓄積保険料が養老保険並のための対千Vの著しい低下（及び契約初期におけるマイナスVの増加）等の現象を招来した。
- (ロ) この結果、契約高の進展は誠に目覚ましいにも拘らず、その割には、資産の伸びが捗々しくないといい事態になった。一方、顧客に対しては、大きな保障を与えることによって追加加入の意欲を失わせ、今後の新契約の進展にも悪影響のあることが憂慮されるに至った。  
もしこのまゝ進めば、資産の伸びの鈍化は更に激しくなり、ひいては、金融機関としての生保会社の地位を低下させ、又生保事業そのものの存在も怪しくなる。
- (ハ) しかし一方において、この保険は大体が有診査であるために、作成の余地を狭め、従って継続率の良化を齎すことが期待できるし、更に個人定期保険を提げて乗込んで来ると噂される外国会社に対して、有力な武器を提供したことになる等の利点が考えられる。

### (3) 対策

- (イ) 上述の通り、利害得失があるが、この保険の販売による資産増率の低下を防ぐためには、先ず、外務員の自己成績評価において、死亡保険金額に眩惑されぬような方法を考え、その契約成績を更に向上させる工夫が大切である。

そのためには、外野支給制度上、各社夫々養老換算Sなどの採用を工夫しているが、仲々それだけでは難しいようである。教育の徹底と、増員に努めなければならないが、労働事情が極度に逼迫している現在、増員は思うに任せない。

(ロ) そこで考えられるのは、資金蓄積に重点を置く商品の開発である。

即ち、貯蓄性商品の開発であるが、これによって、資金蓄積効率を高めると共に、又大型保障保険の及ばぬ点を補うものとして、追加加入の意欲を喚起させるに役立たせようとするわけである。

しかし、現在クリーピング・インフレーションの真只中にある我国においては、旧来の長期の貯蓄は一般に魅力を失いつゝあるから、貯蓄性商品の開発といっても、極く短期のものとするか、或は長期のものであるならば、インフレに抵抗力のあるものとするかのいずれかでなければならないであろう。

極く短期のものについては既に先発会社があり、その営業権を大蔵省が保護しているかの感があるため、後発会社は乗出しにくいこと、又この保険は特殊の販売技術を要するので、既存の外務員をそのままで使用しにくいこと、更には短期であるために、資金の回転が早いことなどの欠点があり、必ずしも万全ではない。

本命は、長期のインフレ対抗商品、即ち変額年金或は変額保険であろうが、理論上は簡単であっても、実際には種々の障害、困難があるようである。

(ハ) 又大型保障保険の流行による外務員の現在及び将来の相対的収入減或は収入不安(追加契約の減少)を補うため、投資信託を併売させて外務員の確保に努めるという方法が、主としてアメリカあたりで行われているようであるが、その効果については、賛否両論があり、評価は定まっていないようである。我国においても、変額年金、変額保険と並んで、いずれは詳しい研究がなされ、実現に向って努力されるであろう。

#### (4) 結論

家電会社が、常に次に売出すべき本命商品を工夫しているように、この大型保障保険と同時に、或はその流行が一段落したあとに売出すべき本命商品については、会社の総力をあげて、更には全社の総力をあげて、研究に打込む必要があることを痛感する。

2 予想配当表の使用が認められると新種保険の開発の際にも、契約の募集の際にもいろいろと利点が生ずる。そのうち主なものは次の二点であろう。

第一の利点は、契約の募集に際し、見込み客がその契約のおおよその正味保険料をあらかじめ知ることが出来るということである。いうまでもなく、正味の保険料は表定の保険料に比して著しく安いのが普通であるから、予想配当表の使用が許される場合と許されない場合とでは、販売上の効果が著しく違ってくる。

第二の利点は、予想配当表の活用により、そうでない場合に比し、はるかに変化に富んだ、幅広い新種保険の開発が可能になるということである。

これにより、各社はそれぞれに創意工夫をこらし、会社の特色をその販売商品に盛り込むことができるようになる。

生命保険契約の内容を見込み客に説明する際に予想配当表を使用することによって生ずる利点は以上のほかにもいろいろあろう。ただ、それだからと言って、予想配当表の使用が、野放しで認められるならば、諸弊害もそれに伴って生まれ、例えば、配当率の誇大表示や、紛わしい説明、不穏当な他社比較が行われるようになり、この種の弊害が過当競争によりエスカレートしつつ、行きつくところ、結局は契約者の不満を買い、長い目で見て生保事業の信用を著しく傷けることになりかねないと思われる。

したがって、弊害をより重視するならば、むしろ断乎として、予想配当表の使用を禁止するにしかずとも言えるが、さきの利点が何としても捨てがたいので、監督当局の厳重なコントロールと監視とが必要であるという条件の下で、あえて使用を可とする方の見解を採りたい。また、そうしなければ、それこそ権威のない闇魔表の横行は避けられないと思う。

以上

- 3 (ア) 税制の正しいあり方は、本来その時代の財政需要を充足するとともに、国民経済の健全な発展にとって望ましい経済財政政策の志向する方向に沿って、展開されるものでなければならない。

その見地から生保法人税の問題を考えると、生保業界としても国家の公的サービス享受の度合に応じて業界全体として適正な課税負担をする事が必要なのは当然であろう。ただその負担額はあくまで適正でなければならない。生命保険事業の特殊性および生命保険事業と国民経済との関連性を考えると、その負担税額は実質的に国民大衆へ転嫁され、大衆課税の増大をもたらすことになるからである。従って少なくとも課税負担の著増によって保険原価の引下げを妨げるようなものであってはならない。

適正な負担とは如何なるものか規準の設定は難しいが、銀行、損保等隣接諸業界とのバランスを勘案することも一つの方法であろう。

ここで現在までの生保業界の法人税納付の実態を振り返ってみると、責任準備金が純保険料式積立に到達するまでは損金性を認められること、配当準備金繰入額がやはり一定限度まで損金性を認められること等に基づいて現実に納付した税額は業界の規模からみて小額に過ぎたことも否定できない。

また現行方式の一つの欠点として86条準備金繰入額の損金不算入があげられる。そのため繰入額の大小によって課税所得に極端な大小が発生し、このことが逆に要繰入額の責任準備金への流用を促して課税所得を減少せしめる方策とされた節もあった。

しかしながら今後各社が純保険料式積立を完了すると様相は一変し、契約者配当の増配によって損金額を増やさない限りは課税所得は年々加速度的に増加する。一方増配の問題は業界の競争条件を如何に整備するかという行政の問題であり現在の所、生保会社の単独的意志決定の範囲外にあるため、純保険料式到達会社にとっては契約者への充分な還元を行なうこともできず、課税負担のみ著増するという矛盾を甘受させられることになる。

以上のような現行課税方式の欠陥を改めるためには、その結果からみて①純保険料式の達成、未達に関係なく始めに述べたように適正な税額が得られること、すなわち純保険料式を境として前後において連続的な結果が得られること。②臨時益によってストレートに課税所得が影響されないこと等が条件となる。

そのような条件を充すには、根本的には現行の総合課税方式の弥縫的修正を放棄して利差益課税方式その他種々の外形標準方式を検討して、生保独自の恒久的課税方式を採用すべきであろう。

しかしながら現行総合課税方式が早急に変更し得ないものであるならば現行方式の修正として、次のような諸方策の検討が緊要である。すなわち

- (1) 責任準備金の損金算入限度の拡大
- (2) 危険準備金の別枠無税積立
- (3) 86条準備金の無税繰入限度の設定
- (4) 受取配当の益金不算入制度の復活

等である。

- 3 (1) 農協共済事業は、それが農協系統組織事業の一環として実施されていることから、系統組織全体として、即ち単協（元受共済）、県共連（再共済）および全共連（再再共済）という段階組織によって、共済責任を全うするものであるが、農協共済事業の性格からみた、各段階の置かれている地域的立地条件ならびに共済の技術論に立脚し、農協共済としての保障機能と金融的機能を果すための共済金支払義務なり、責任保有分担なりをはかり、もって農協共済事業の健全な発展と合理的、効率的な事業運営をはからなければならない。

従って

- (1) 単協においては、共済契約の締結、共済掛金収納事務およびこれの維持管理ならびに共済事故に伴う共済金の支払事務等を行なう元受共済責任を負うが、危険分散の面から自ずと共済金給付義務を背負うことが困難なため、その共済責任の全部を県共連へ再共済する。つまり、単協は責任保有をしない。
- (2) 県共連においては、再共済された共済金支払義務のうち積立共済金額に相当する再共済責任を負う。即ち、共済掛金のうち積立部分を保有することにより、契約者ならびに地域社会に対し、生活の向上および福利厚生を目的として、低利による契約者への環元貸付、公共団体等への融資を行なう。一方、共済金支払義務のうち、危険共済金額に相当する再共済責任（危険部分）については、これを全共連へ再再共済する。（火災共済、自動車共済等の短期共済の一部については県共連が危険責任を保有する場合があるが、これはそのリスクの特殊性なり、沿革的なものによる。）
- (3) 全共連においては、危険論からみて危険責任を保有するが、しかしある特異なるリスク（例えば、自然災害などによる超過損害）については、外国出再を行なう。

なお、農村および系統農協をとりまく諸条件の変貌に対応した共済事業の健全かつ合理的な事業運営という観点から今後の責任保有のあり方についての論述が付記されていれば望ましい。

4

#### (1) 適格財産形成信託の概要

信託制度のすぐれた特色を生かして勤労者の財産形成に協力することにより、豊かな国民生活の実現を期するとともに、雇用の安定と生産性の向上を図り、あわせて物価の安定に資することを目的として、アメリカにおいて年金制度とともに普及発展をみている利潤分配制度

(Profit Sharing Plan) を範として創案された制度で、(社) 信託協会より昭和 46 年度税制改正要望の一として当局に提出されたものである。

適格財産形成信託案の概要は次のとおりであるが、税制上の取扱いとしては、事業主拠出金の損金算入、従業員拠出金の所得控除、信託財産の運用収益の非課税等が要望された。

#### ① 信託契約

事業主は規約(労働協約または就業規則として制定された財産形成規約)にもとづき自己を委託者、従業員を受益者とする単独運用指定金銭信託契約を締結する。信託財産の運用方法、収益配当の方法等契約の内容は適格退職年金契約に準ずる。

#### ② 拠出

事業主は、単独でまたは従業員と共同して財産形成ファンドに拠出する。事業主の拠出金は利益の一定割合、従業員拠出金の一定割合、これらの併用その他合理的方法によるものとする。

#### ③ 給付

従業員への給付は、退職時を原則とするが、住宅取得、自社株保有またはこれらを目的とした借入金の返済に充てる場合もしくは重大な災害疾病の場合に限って在職中の給付を行なう。

### (2) 信託経営上の意義

勤労者の財産形成政策という国家的要請ならびに企業および従業員側のニーズにマッチした商品であること、個人の貯蓄を団体の貯蓄として止揚した近代的資金吸収形態であること等から、アメリカの先例にみられる如く、税制上の優遇措置が認められた場合には、年金信託と並ぶ有力商品に成長する可能性が大であり、とくに信託銀行にとっては、長期金融機能と財務管理機能を生かした、いわゆる信託らしい信託として今後の信託経営上重要な地位を占めることが期待される。

### 5 (1) 還元融資の意義

厚生年金保険の積立金は、大蔵省資金運用部に預託され運用されているが、その資金の性格に鑑みその一部(現在は積立金増加額の 25%)について被保険者等の福祉の増進に資するための融資に振り向けられている。これを還元融資と呼んでいるが、厚生年金基金においても同様の趣旨から、行政指導上積立金残高の 25% の範囲内の積立金について、原則として年金福祉事業団の融資条件に準ずる条件で、基金の加入員の福祉の増進に資する

ための基金の設立事業所の事業主に対する貸付金として融資することが認められている。これを厚生年金基金の還元融資というが、基金制度もようやく第1回目の再計算期を迎えた段階で、その財政的基盤も未だ薄弱であるところから、厚生省も、現在のところは還元融資の実施に消極的であり、その実施の条件等に関して未だ行政指導の方針を決定するにいたっていない状況にある。

## (2) 還元融資の問題点

### ① 基金の運用利廻りに及ぼす影響

還元融資の貸付利率は、一般の貸付利率にくらべ相当低い水準となるので、財政協力とともに基金の運用利廻りの低下要因となる。

そのため、

- イ) 基金制度の財政的健全性に影響を与える。とくに財政協力比率が引上げられた場合、代行型の基金にあってはその資産の大部分が低利運用されることとなり、基金の存立すら危ぶまれることになりかねない。
- ロ) 基金側より、かって財政協力部分について固有報酬の引下げ要求があったと同様、還元融資部分について固有報酬の引下げを要請される可能性がある。(信託の立場としては、財投協力と異なり還元融資は一般運用にくらべ格段に運用の手数を要するので採算上引下げは困難)

### ② 運用技術上の問題

#### イ) 債権確保

超長期の貸付金であり、対象には零細企業(総合設立の場合)も含むため、債権確保上問題が多い。

#### ロ) 運用事務

1. コマーシャルベースの貸付金と貸付条件が異なるため、年金投資基金信託(貸付金口)の使用は不可能、(他基金に迷惑を及ぼす)還元融資分の合同運用も問題が多い。
2. 共同受託の場合の融資方式に問題が多い(法律上問題がない方式は事務的に問題があり、事務的に簡単な方式は法律的に検討を要する問題を含んでいる。)

### ③ その他

#### イ) 総合設立

各事業主への配分方法、上限、下限の設定等



ロ) 連合会

連合会ファンドの融資対象，一般基金の還元融資との関係等

- 6 (1) 従来，信託報酬は固有の信託報酬の部分と業務委託報酬の部分とが混然一体をなした体系であったが，これが分離され合理的な体系に改められた。
- (2) 固有の信託報酬については，その性格上従来の残高比例方式を踏襲し，料率は財投協力部分についての利廻り低下を緩和するため，財投協力運用割合に応じ次のとおり料率が定められた。

財投協力運用割合	信託報酬率
25%以上	$\frac{9.5}{1,000}$
20%以上25%未満	$\frac{10.0}{1,000}$
15%以上20%未満	$\frac{10.5}{1,000}$
15%未満	$\frac{11.0}{1,000}$

- (3) 業務委託報酬については，業務委託された事務の処理に要するコストとの関連においてより合理的な年間拠出金比例の体系に改められ，かつ従来単一であった業務委託の引受形態が，各基金の事務処理能力に応じられるよう多様化され，それぞれの引受形態別に次のとおり料率が定められた。

年間拠出金の額	I (A)型	I (B)型	II型
1億円以下の部分	$\frac{5}{1,000}$	$\frac{17}{1,000}$	$\frac{35}{1,000}$
1億円超 5億円以下の部分	$\frac{4}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$	$\frac{25}{1,000}$
5億円超 10億円以下の部分	$\frac{2}{1,000}$	$\frac{7}{1,000}$	$\frac{15}{1,000}$
10億円超 の部分	$\frac{1}{1,000}$	$\frac{4}{1,000}$	$\frac{5}{1,000}$

- (4) 業務委託報酬が年間拠出金比例の体系に改められた結果，信託報酬を運用収益中より支払うこととすると基金設立後2年程度の間は予定利率の維持も困難となるので，既設立基金については業務委託報酬の料率について暫定措置が構じられた。ただし，46年4月以

降新設の基金については暫定措置の適用がないので、その取扱いをどうするかは今後の問題として残されている。

- (5) 保険事務費については、信託と異なり固有部分と業務委託部分を区別することなく、すべて年間保険料比例の体系で定められた。

年 間 保 険 料	I (A)型	I (B)型	II 型
1 億 円 以 下 の 部 分	2.0 %	3.2 %	5.0 %
1 億 円 以 上 5 億 円 以 下 の 部 分	1.9 %	2.7 %	4.0 %
5 億 円 以 上 1 0 億 円 以 下 の 部 分	1.7 %	2.2 %	3.0 %
1 0 億 円 以 上 の 部 分	1.5 %	1.9 %	2.0 %

- (6) 信託報酬と保険事務費の比較は、単純に両者の額を比較するのではなく、両者の運用形態の相違を考慮に入れて行なわなければならない。